

# 1 野木町新型インフルエンザ等対策行動計画概要

## (1) 計画の趣旨

新型インフルエンザ等はほとんどの人が免疫を有していないことから、万一発生すれば、町民の生命・健康や社会・経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により、国及び栃木県の行動計画と整合性を図りつつ、県・近隣市町・関係機関等と連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進するための行動計画を策定する。

## (2) 新型インフルエンザ等対策の総合的推進

### 対策の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する
- ② 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

### 対策の基本方針

- ① 対策を迅速かつ柔軟に実施する。
- ② 社会全体が一丸となって対策に取り組む
- ③ 複数の対策をバランス良く実施する

### 対策実施上の留意点

- 対策の有効性、実行可能性、社会的影響等を勘案し実施すべき対策を選択する
- どのような場合でも緊急事態措置を講ずるものでない
- 県・近隣自治体等と相互に緊密な連携を図り、対策を総合的に推進する
- 対策の実施等を決定する際の判断方法や具体的な対策の運用手順などはマニュアル等で示す

### 町行動計画の位置づけ等

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法 世界的な感染症の大流行を国家の危機ととらえて制定
- 町行動計画 特措法に基づく初めての行動計画
- 対象疾病 新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新感染症

発生時の被害想定					
外来患者数	分類	入院患者数	死亡者数	致命率	過去の事例
約 2,600 人 ～約 4,900 人	中等度	約 110 人	約 30 人	0.53%	アジアインフルエンザ
	重度	約 380 人	約 130 人	2.0%	スペインインフルエンザ

各主体の役割分担	
○町	町民への情報提供、相談対応、予防接種 要援護者への支援等
○医療機関	医療の提供、院内感染対策や医療資器材の確保等の準備
○一般の事業者	職場における感染予防対策の実施、一部事業の縮小
○町民	予防対策の理解と個人レベルでの感染対策の実践、生活必需品等の備蓄
○教育機関・福祉施設等	感染対策の強化 状況に応じて臨時休業

行動計画の主要 5 項目				
実施体制	情報収集及び情報提供・共有	予防・まん延防止	予防接種	町民生活及び地域経済の安定の確保
<p>・町の危機管理の問題として、全庁一丸となり対策に取り組む</p> <p>・関係機関相互の連携体制を構築する。</p>	<p>・対策のすべての段階、分野において必要な情報を収集・提供し、関係機関と情報共有する。</p>	<p>・医療体制の強化や維持が図られ、町民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を維持する。</p>	<p>・個人の発症や重症化を防ぐことで、医療機関への受診者を減少させ医療体制への負荷を軽減する。</p>	<p>・要援護者への生活支援や医薬品等の物質・資材の備蓄、生活関連物質の確保等により、社会・経済機能を維持する。</p>

本庁の実施体制
<p>○野木町新型インフルエンザ等対策本部</p> <p>本部長 町長 副本部長 副町長 教育長 本部員 参事及び主幹 小山市消防署野木分署長 新型インフルエンザ等発生時に設置 発生前は新型インフルエンザ対策会議を設置し準備をすすめる。</p> <p>●健康危機管理部 部長 町民生活部長 副部長 健康福祉課長 部員 各部局の係長で構成 対策本部（対策会議）を補佐する役割を担う</p> <p>●活動班 総務班 相談対応班 生活支援班 予防接種班 埋火葬班の 5 班体制</p>

(3)各発生段階における主な対策の概要

	未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内)	県内感染期	小康期
状態	新型インフルエンザ等が発生していない段階	海外で患者等が発生したが、国内では発生していない段階	国内で新型インフルエンザ等が発生した段階 県内で新型インフルエンザ等が発生し、すべての患者の接触歴を追える段階	県内患者の接触歴が、疫学調査で追えなくなった段階	患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている段階
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画、業務継続計画及びマニュアルの作成</li> <li>関係機関との連携体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生に備えた対策の準備</li> <li>対策本部の設置(任意)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★対策本部の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部において対応方針の協議、決定</li> <li>★他の地方公共団体による応援等の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態措置の中止</li> <li>対策を総括し、第二波に備える。</li> <li>対策本部の廃止</li> </ul>
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供及び情報共有体制の整備</li> <li>相談窓口の設置の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の情報提供及び情報共有体制の継続</li> <li>相談窓口の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の情報提供及び情報共有体制の継続と見直し</li> <li>相談体制の強化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第二波に関する情報提供及び情報共有</li> </ul>
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>まん延防止策等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まん延を防止するための取組の普及、理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二波に備えたまん延を防止するための取組の普及、理解促進</li> </ul>
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防接種の実施体制の整備</li> <li>予防接種の理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定接種の実施</li> <li>住民接種の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民接種の実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第二波に備え、住民接種の実施</li> </ul>
町民生活及び地域経済の安定と確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業継続に向けた事前準備</li> <li>住民支援の在り方の検討</li> <li>火葬体制の強化等に向けた検討</li> <li>物資及び資材の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業継続に向けた準備</li> <li>火葬体制の強化等に向けた準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会、経済機能を維持するための事業継続</li> <li>★水の安定供給</li> <li>★生活関連物資等の価格の安定等</li> <li>★要援護者への生活支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★火葬体制の強化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一波への対応状況等を踏まえ、業務継続計画の見直し</li> <li>住民支援体制の再構築</li> <li>火葬体制等の再構築</li> <li>★緊急事態措置の縮小・中止</li> </ul>

(注) ★印は新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置